

～ 良好な大気環境を確保するために ～

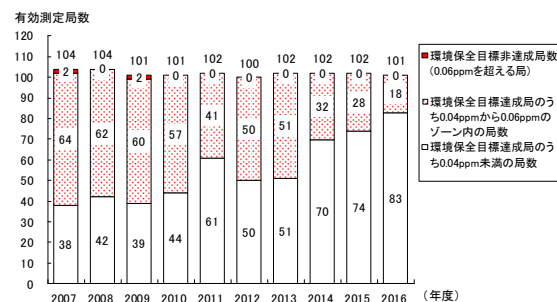
目標:2020年

➤ 大気環境をさらに改善する。

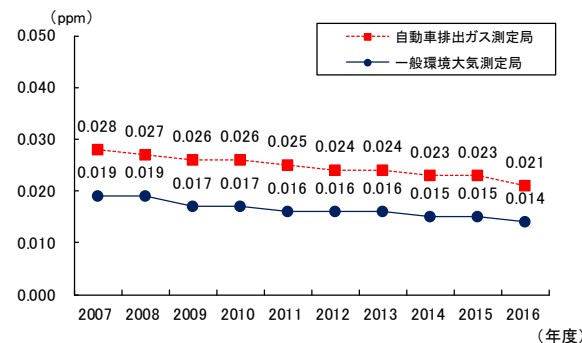
- 二酸化窒素の日平均値 0.06ppm 以下を確実に達成するとともに、0.04ppm 以上の地域を改善する。
- 微小粒子状物質 (PM2.5) の環境保全目標を達成する。
- 光化学オキシダント濃度 0.12ppm (注意報発令レベル) 未満を目指す。

計画策定時(2010年)及びその後の状況

■ 二酸化窒素濃度は改善傾向にあり、年間 98%値が環境保全目標の上限値 0.06ppm を概ね下回るレベルに達し、約2割の地域が 0.04~0.06ppm のゾーン内となっています。年平均濃度も緩やかな改善傾向で推移しています。



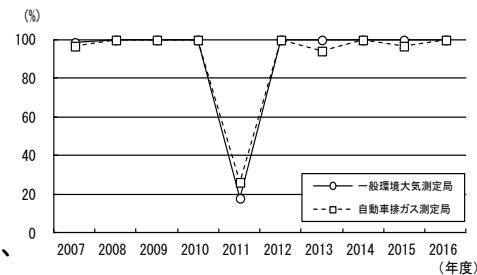
二酸化窒素の環境保全目標達成局数の推移



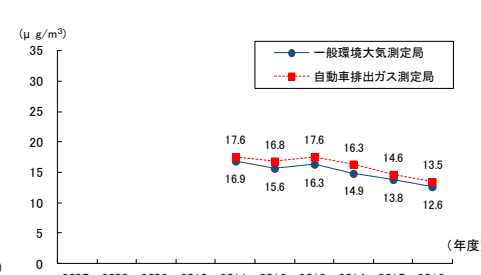
二酸化窒素の年平均濃度の推移

■ 浮遊粒子状物質は、強い黄砂の影響があった 2011 年度を除き、概ね全ての測定局で環境保全目標を達成しています。

■ PM2.5 の環境保全目標達成率は 2016 年度は前年度から大幅に向上して 90.9% となり、年平均濃度は緩やかな改善傾向で推移しています。

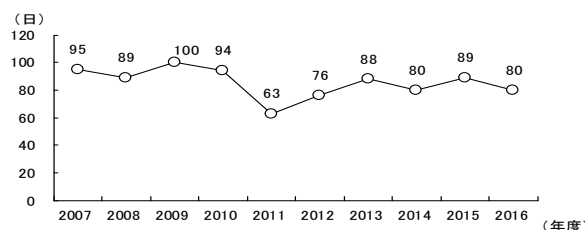


浮遊粒子状物質の環境保全目標達成率の推移

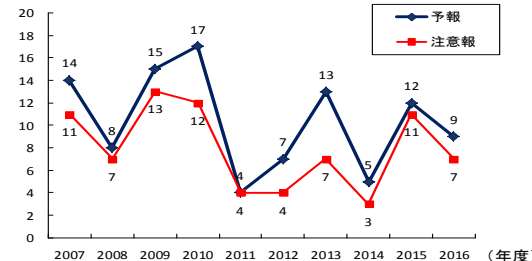


PM2.5 の年平均濃度の推移

■ 光化学オキシダント濃度は、これまで環境保全目標 (一時間値 0.06ppm 以下) を達成しておらず、超過日数は概ね横ばいで推移しています。光化学スモッグ注意報の発令回数は年度による変動が大きく、増減を繰り返しています。



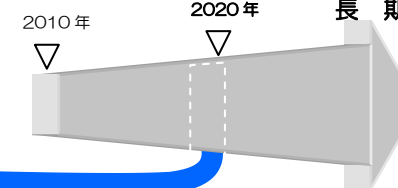
光化学オキシダントの昼間の濃度が0.06ppmを超えた日数の推移



光化学スモッグの発令回数の推移

■ 過去にアスベストを含む建材を使用した建築物の解体時におけるアスベスト飛散による健康被害の防止のため、法や条例に基づく飛散防止対策の徹底を図っています。大気中のアスベスト濃度は府域の市街地 4 地点で測定しており、2014~16 年度の測定結果は ND (検出下限値未満) ~0.062 本/L の範囲で、いずれも検出下限値付近の値であり、地点による濃度差はほとんど見られませんでした。

将来像



将来の姿 (長期)

環境保全目標をすべて満足し、澄みわたる空、深呼吸したくなる大気となっている。

施策の方向

自動車排出ガス対策や工場等の固定発生源対策を推進します。

- 自動車から排出される窒素酸化物 (NOx) と粒子状物質 (PM) の削減対策の推進
- PM2.5 の現状把握と対策の検討・実施
- 揮発性有機化合物 (VOC) の排出削減
- 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

主な施策

■ 自動車排出ガス対策

自動車から排出される NOx、PM を削減するため、公共交通や自転車の利用を促進するなど、自動車に過度に依存しないまちづくりを推進します。また、対策地域外からの排出ガス基準を満たさないトラック・バス等の流入車規制や自動車 NOx・PM 法に基づく事業者指導を実施するとともに、排出ガス性能の良いエコカーの普及に向けた取組みやエコドライブの普及啓発を実施します。さらに、渋滞の解消を図るため、環状道路の整備や、鉄道、道路の立体交差化等を進め、交通流の円滑化を図ります。



■ PM2.5 対策

PM2.5 の環境モニタリングとして濃度測定や成分分析を行い、モニタリングの結果を用いて、発生機構を把握し、効果的な対策を検討・実施します。



■ 光化学オキシダント・VOC 対策

PM2.5 や光化学スモッグの原因の一つである VOC の排出量を、法・条例による排出規制や化学物質管理制度を用いた自主的取組を促進することにより削減します。また、光化学オキシダントとその原因物質の広域移流による影響の把握を行います。

■ アスベスト対策

過去に建材として使用されたアスベストの解体工事等における飛散防止対策について事業者指導を徹底し、環境中への飛散ゼロを目指します。



健康で安心して暮らせる社会の構築

～ 良好な水環境を確保するために ～

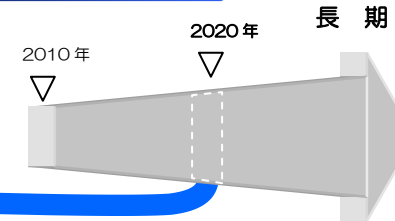


II-4

目標:2020年

- 人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する。
 - BOD（生物化学的酸素要求量）3mg/L 以下（環境保全目標のB類型）を満たす河川の割合を8割にする。
- 多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。
 - 底層DO（溶存酸素量）5mg/L 以上（湾奥部は3mg/L 以上）を達成する。
 - 藻場を造成する。（藻場面積 400ha を目指す）

将来像



将来の姿（長期）

人の健康が保全されるとともに豊かな生態系が生まれ、身近に人と水がふれあえ、生活に潤いをあたえる水環境となっている。

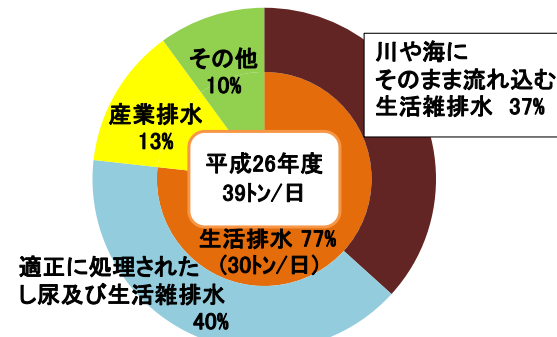
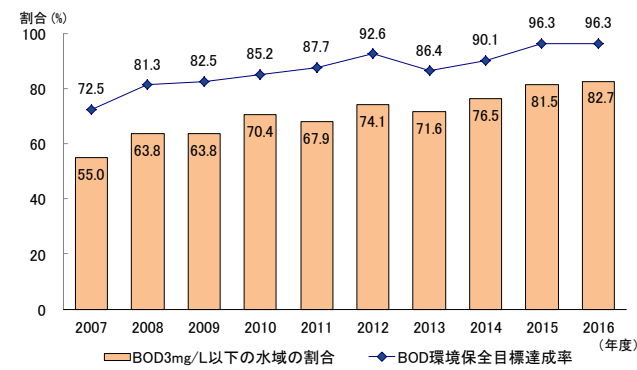
施策の方向

流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺等を総合的に捉えて対策を推進します。

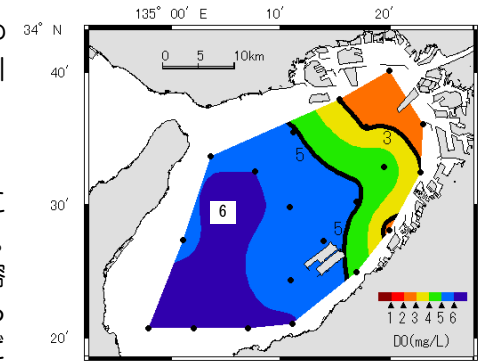
- 生活排水の100%適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進
- 健全な水循環の保全・再生
- 大阪湾の環境改善対策の推進

計画策定時(2010年)及びその後の状況

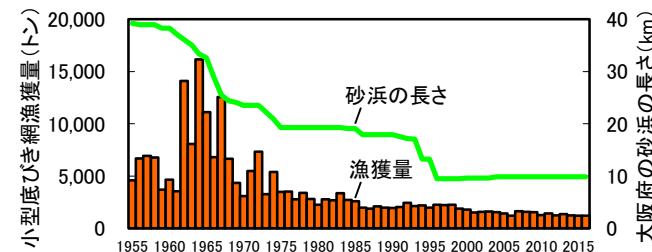
■ 河川の水質は、工場・事業場の排水処理対策や下水道の整備などによって全体的に改善傾向がみられます（BOD3mg/L以下の水域の割合：計画策定時の約6割から約8割へ）。河川等の汚濁負荷量の約8割が生活排水に由来しており、そのうち約半分が処理されていない生活雑排水の負荷量です。また、合流式下水道地域では、雨天時に未処理の汚水が混じった雨水が河川へ放流されることがあります。



汚濁負荷量 (BOD) の発生源別内訳 (2014年度大阪府推計)



夏季底層DOの分布 (2014～2016年度平均) [出典] (地独) 大阪府立環境農林水産総合研究所



大阪湾における小型底びき網による漁獲量と大阪府の砂浜の長さの推移

■ 都市への人口集中に伴う都市化の進展、森林、水田などの荒廃や減少などにより流域の保水能力が低下し、流域面積の小さい河川で平常時の河川流量が低下しています。

■ 大阪湾のCOD（化学的酸素要求量：全層平均の値）は長期的には横ばいで、依然として、環境保全目標未達成の地点があります。汚濁物質の流入に加えて、窒素・りんなどの栄養塩が底泥から溶出し湾内での植物プランクトンの増殖を招いていることが考えられます。また、夏季に湾奥部や埋立てのための海底土砂採取などで生じた窪地で発生する貧酸素水塊や青潮が水生生物に影響を与えています。

貧酸素水塊とは
水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。

■ 大阪府の海岸は、埋立てや海岸整備等により、自然海岸が全体のわずか1%という状況であり、魚介類の産卵・育成に不可欠な藻場は近年横ばい傾向で推移しています。
大阪府の藻場面積：2010年度 352ha
2016年度 365ha

主な施策

■ 水質汚濁負荷量の削減

下水道の整備や下水道への接続を促進するとともに、下水道の高度処理化、合流式下水道の改善を推進します。また、下水道が整備されない地域では、合併処理浄化槽等の普及促進や、汚濁削減の府民啓発などの生活排水対策を推進します。

COD、窒素、りんの総量削減計画に基づく総量規制など工場、事業場排水の規制・指導を、市町村と連携のもと確実に進めます。



水みらいセンター (下水処理場)

■ 健全な水循環の保全・再生

森林や農地・ため池等の保全による流域の雨水浸透、貯留などの水源かん養機能の保全・回復・増進や、節水や雨水利用の促進、地下水・下水処理水の活用等により、流域一体となって水循環の保全・再生を図ります。



整備された森林



ため池

■ 大阪湾の環境改善対策・親水性向上

自由に海とふれあえる場の整備や直立護岸の緩傾斜化を検討するとともに、水生生物が育つ場所であるアマモ場等を府民とともに守り育てることで、海への関心と浜辺の親水性の向上を図ります。また、水生生物の生育・生息にとって望ましい水質の調査研究を行うとともに、環境改善を図り、多様な水生生物が育つ魅力ある大阪湾を目指します。



府民が波打ち際に近づける海



魚介類の育つアマモ場

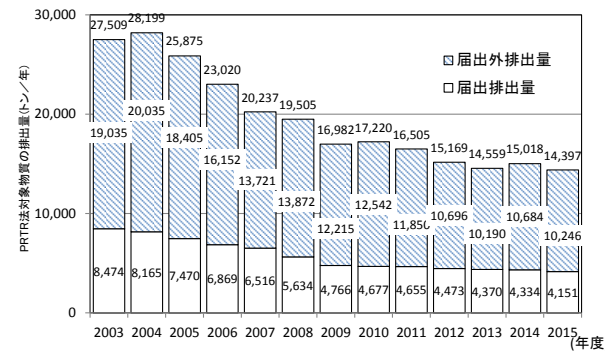
～ 化学物質のリスク管理を推進するために ～

目標:2020年

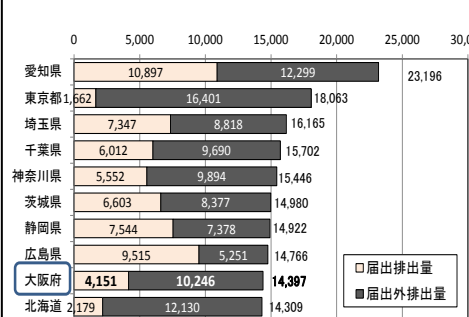
➤ 環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年度より削減する。

計画策定時(2010年)及びその後の状況

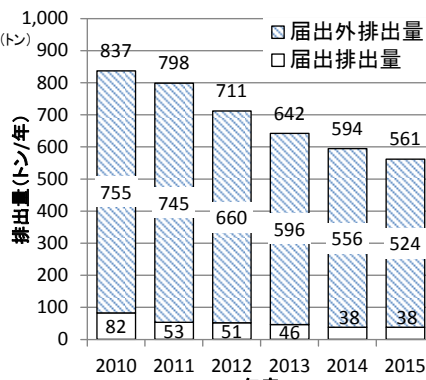
- 府域におけるPRTR法対象の第一種指定化学物質の排出量は着実に減少していますが、全国での順位は2008年度は第7位、2015年度は9位と大きな割合を占めています。(可住地面積当たり排出量では全国第2位)
- 発ガン性物質であるベンゼン等の特定第一種指定化学物質の排出量も着実に減少しています。
- 府域で土壤汚染対策法に基づき、指定された区域数は、東京都に次いで2番目の多さとなっています。



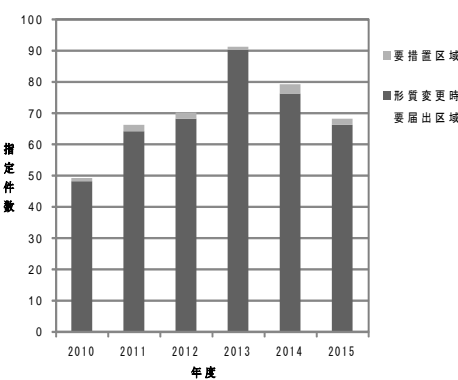
PRTR法対象物質の排出量の経年変化



都道府県別のPRTR法対象物質の排出量 (2015年度)【PRTR法データ】



ベンゼン等の特定第一種指定化学物質の排出量の経年変化



土壤汚染対策法による年度毎の区域指定件数

化学物質について

- 化学物質は私たちの生活を豊かにし、また、便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっていますが、そうした化学物質の中には環境や人の健康に影響を及ぼすおそれがあるものがあります。
- 化学物質管理に向けた世界的取組の目標として、「2020年までに化学物質の生産や使用が人の健康や環境にもたらす悪影響を最小化すること(環境リスクの最小化)」が、2002年のヨハネスブルグサミットにおいて定められています。
- 環境リスクの大きさは、化学物質の“有害性”の程度と化学物質を取り込む量を示す“暴露量”によって決まります。

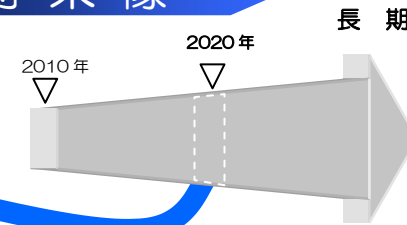
$$\text{化学物質の環境リスク} = \text{化学物質の有害性} \times \text{暴露量}$$

- 環境リスクの低減のためには、化学物質の暴露量(排出量)を可能な限り抑制することが必要です。また、環境リスクを完全になくすことは不可能であるため、環境リスクに関する情報・知識を関係者が共有し、情報に関する共通の理解と信頼の上に立って、社会的に許容されるリスクについての合意形成を図る必要があります。

予防的取組について

- 人・動植物への極めて深刻な悪影響が懸念される化学物質については、完全な科学的証拠が欠如していることを対策延期の理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら対策を行うという、予防的取組の考え方に基づく対策が必要です。

将来像



将来の姿(長期)

環境リスクの高い化学物質の排出削減が進むとともに、リスク管理やリスクコミュニケーションが定着し、化学物質によるリスクが最小化されている。

施策の方向

環境リスクの高い化学物質の排出削減や人等への悪影響が懸念される化学物質に対する予防的取組を推進するとともに、府民・事業者・行政等様々な主体の環境リスクについての理解促進を図ります。

- 環境リスクの高い化学物質の排出削減
- 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進
- 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

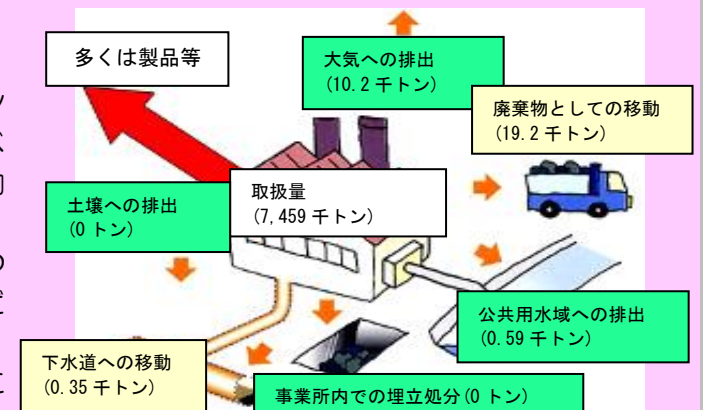
主な施策

■ 環境リスクの高い化学物質の排出削減

化学物質の人への暴露量を低減するため、特にトルエンなどの大気中の化学物質の排出を削減する取組みやベンゼンなどの発ガン性物質である特定第一種指定化学物質の排出の抑制を推進します。

また、人・動植物への悪影響が懸念される化学物質については、環境調査や事業者等への排出抑制の働きかけなどの予防的な取組を推進します。

さらに、化学物質による土壌汚染や地下水汚染を未然に防止し、健康へのリスクを回避するため、化学物質の適正管理について助言・指導します。



■ 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組みを推進します。

府は、府域の環境リスクを管理するという立場から、対話の場を設けて、化学物質に係る情報提供、リスクの客観的な評価や府の取組方針の説明等を行うなど、対話の推進を図ります。



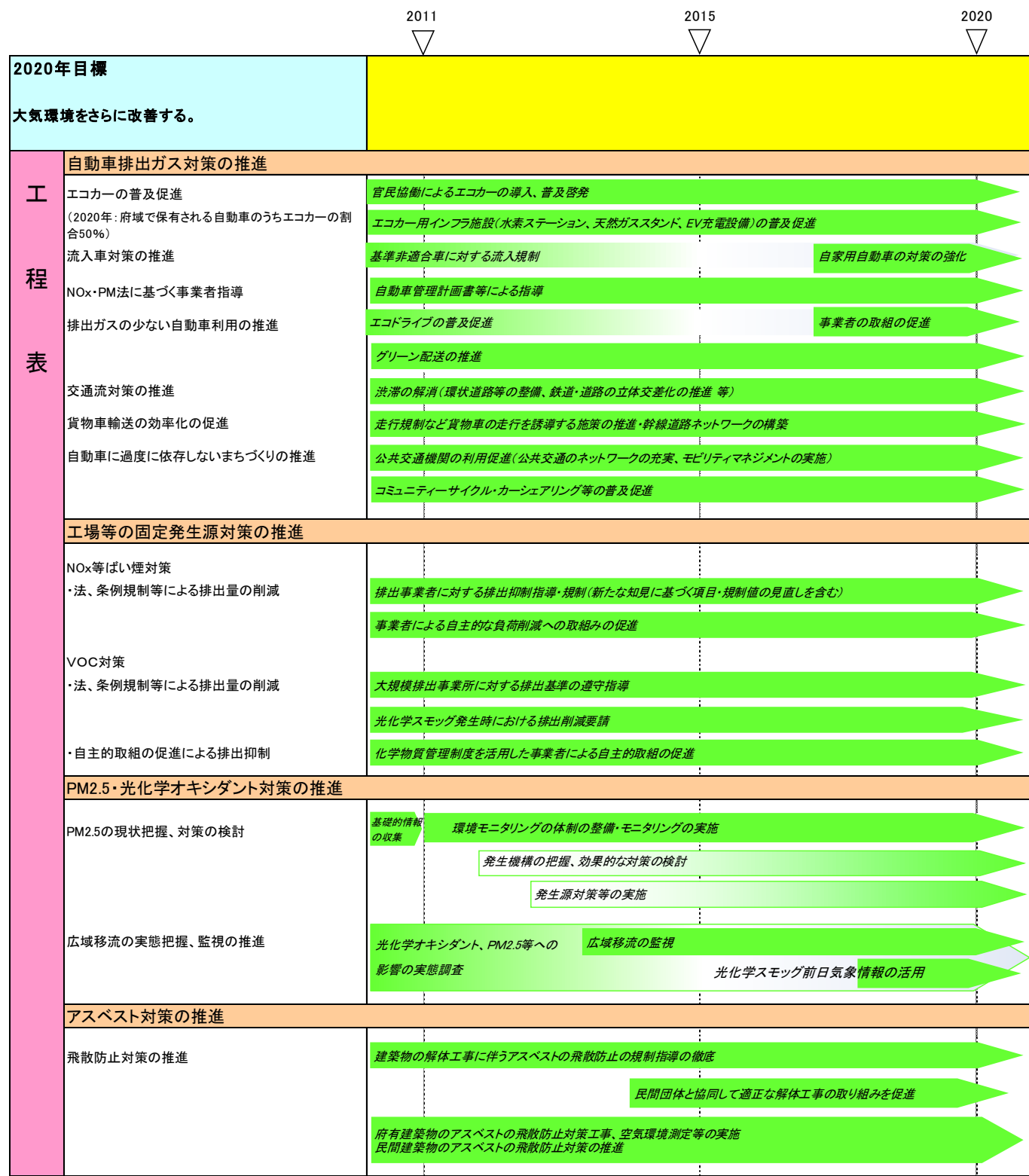
化学物質対策セミナー

■ 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

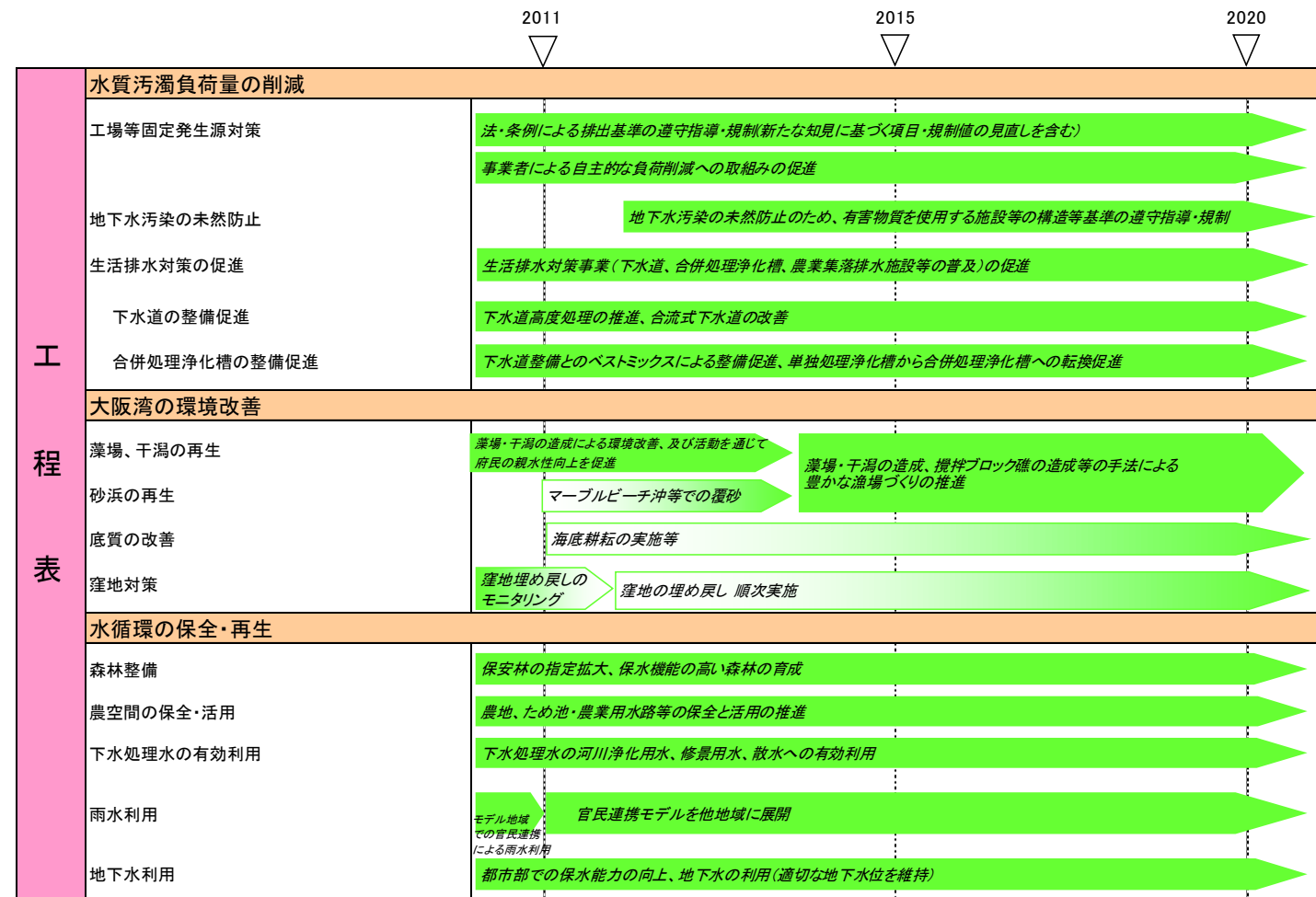
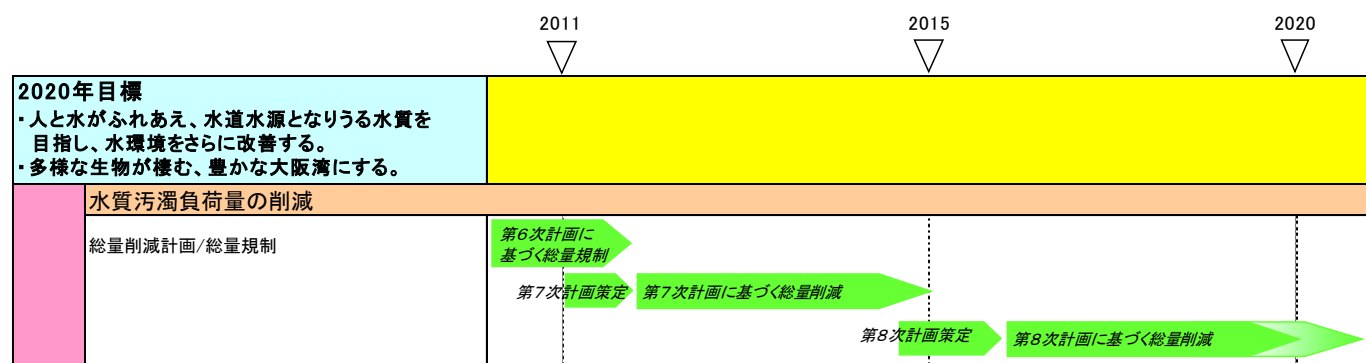
PCB、ダイオキシン類等の残留性有機汚染物質については、事業者に対し、廃棄物から環境への漏洩がないように適正な管理・処理を徹底指導します。

また、環境リスクの高い化学物質や、汚染された土壌・地下水については、汚染者負担の原則を踏まえつつ、関係法令による適正な管理・処理を進めていきます。

健康で安心して暮らせる社会の構築に向けた工程表（大気）



健康で安心して暮らせる社会の構築に向けた工程表（水環境）



健康で安心して暮らせる社会の構築に向けた工程表（化学物質）



魅力と活力ある快適な地域づくりの推進

～「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指して～



大阪は、その魅力と活力に惹かれ多くの人々が暮らし、働き、訪れる地域ですが、一方で、ヒートアイランド現象やいまだ多数の苦情がよせられる騒音・振動などの都市部特有の問題、「雑然としている」などのマイナスイメージもあります。今後、日本全体の人口が減少していくなかで、引き続き都市の活力を維持していくためには、快適な生活環境が確保された「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指し、大阪の特徴を活かした質の高い都市環境を創造し、魅力と活力を高めていくことが必要です。

緑と水辺の保全と創造

■みどり*の風を感じる大阪

みどりの連続性を強化し、海～街～山をつなぐ「みどりの軸」を創出するとともに、CO₂の吸収をはじめ、みどりの多様な機能を発揮させる「周辺山系など既存のみどりの保全・再生」、多様なみどりを増やし、つなぎ、広げる「みどりの量的充足」、暮らしの豊かさや安全・安心、生物多様性確保などに資する「みどりの質の向上」を図るため、4つの基本戦略のもとに、広域的なみどりのネットワークを構築し、実感出来るみどりづくりを推進します。

基本戦略-1 みどり豊かな自然環境の保全・再生

周辺山系や農空間、大阪湾の豊かな自然環境の保全・再生により、「みどりの環境保全機能の発揮」「生物多様性の確保」「市民の憩いの場づくり」を実現

周辺山系の保全・再生



- 自然公園の保全管理
- 放置森林対策の推進
- 「生駒山系花屏風」構想の推進

農空間の保全・活用

- 農空間保全地域の指定
- 遊休農地等の利用促進
- ため池、水路のオアシス構想の推進

臨海部の保全・再生

- 「共生の森」づくり
- 河口干潟の再生
- 人工干潟の整備
- 港湾緑地の整備

基本戦略-2 みどりの風を感じるネットワークの形成

主要道路・主要河川・大規模公園緑地を軸や拠点として、山や海の豊かな自然を都市へと導く、みどりの連続性や厚み・広がりを実現します

道路・河川を軸としたネットワーク

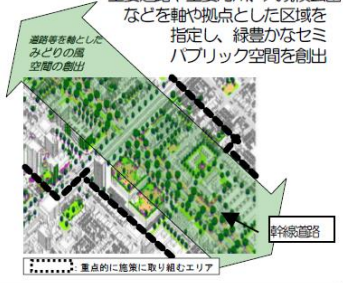
- 高木並木による緑陰づくり
- 「水の都大阪」の再生
- 持続的かつ多様な河川環境の創出

みどりの連続性や厚みと広がり確保

- 「みどりの風促進区域」における緑化推進
- 主要道路や主要河川、大規模公園などを軸や拠点とした区域を指定し、緑豊かなセミパブリック空間を創出

ネットワークの拠点となる大規模公園緑地

- 府営公園整備によるみどりの拡充
- 多様な主体の参画による「泉佐野丘陵緑地」整備
- 下水処理場上部緑化



基本戦略-3 街の中に多様なみどりを創出

屋上・壁面など様々な空間にみどりを増やし、つなぎ、広げ、「都市の中でもみどりの風を感じる街づくり」を進めます

府有施設の緑化推進等



- 府有施設等緑化推進計画の推進
- 市町村管理施設等との連携

民有地のみどりの保全・創出



- 建築物緑化促進制度の推進・強化
- 接道部の緑化を重点化など制度改革の検討
- 屋上・壁面・駐車場等新たなみどりの創出

基本戦略-4 みどりの行動の促進

府民や企業、NPOとの協働による保全の体制や仕組みづくりにより、「みどりを通じた地域力の再生」を目指します

みどりづくりを通じた地域力再生



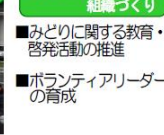
- 校園庭の芝生化
- みんな育てる花いっぱいプロジェクト
- 緑化植樹付

府民、NPO、企業等との連携推進

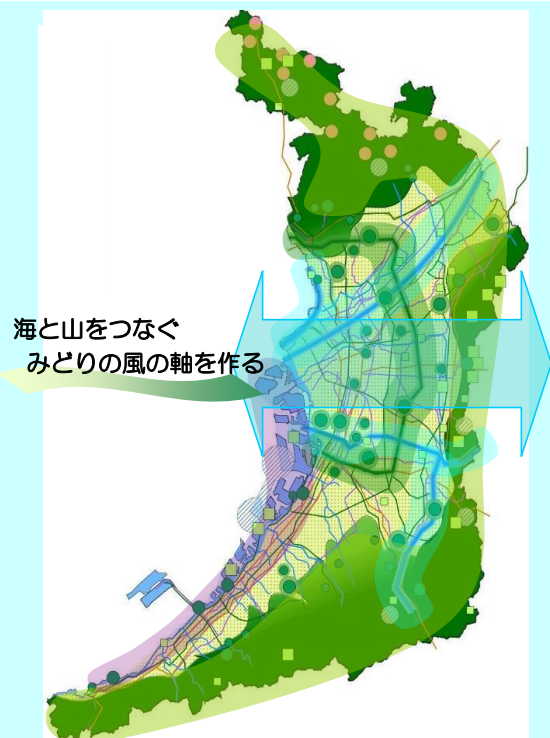


- CSR活動との連携
- アドプロプログラム
- 新たな公（協議会等）によるみどりづくり
- みどり基金など寄附制度の拡充

みどりの人づくり・組織づくり



- みどりに関する教育・啓発活動の推進
- ボランティアリーダーの育成



海と山をつなぐ
みどりの風の軸を作る

※みどり：周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなど

魅力ある景観、歴史的・文化的環境の形成

■魅力ある景観の形成

大阪は、大阪湾に面し、周辺を豊かな緑を有する山系にかこまれ、平野部では淀川、大和川をはじめとする河川や、ため池などの多くの水辺によって、身近にゆとりと潤いを感じさせる豊かな自然景観を有しています。また、古代から現代に至る重層的な歴史に育まれたまちなみは、人々を引きつける魅力ある都市景観を形成しています。このような優れた景観を、法や条例等によって保全していくこととあわせ、地域の活力づくりにも活用することによって、地域の誇りとして積極的な保全につなげていけるよう取り組みます。



千早赤阪村
下赤阪の棚田の風景



富田林市
寺内町の町並み



百舌鳥・古市古墳群

■歴史的・文化的環境の形成

府内の、有形・無形の歴史的・文化的資源を保全し継承していくとともに、豊かな歴史、食や芸能等の特徴ある文化を観光やまちづくりの分野へ活用し、都市の魅力や地域の活力づくりを進めます。特に、大阪初の世界文化遺産登録をめざす百舌鳥・古市古墳群については、平成29年度の世界文化遺産推薦候補に選定されたことから、関係市等と共同して、引き続き登録に向けた取り組みを進めていきます。

快適で安らぎのある都市環境の形成

大阪は、商業・交通・教育・医療などの都市機能が集約され利便性が高い反面、ヒートアイランド現象により夜間の最低気温が25度を超える熱帯夜が年間40日以上におよぶなど、過ごしやすさが損なわれています。また、交通量の多い道路や、航空機、鉄軌道、工場・事業場、建設作業などからの騒音・振動や、悪臭などにより、静かで安らぎのある生活環境が損なわれています。そのため、快適で安らぎのある都市環境の創造を進めます。

■騒音・振動の防止

道路交通騒音については、2020年に環境保全目標を概ね達成（達成率95%以上）するため（2015年度達成率94.1%）、低騒音舗装の推進、沿道環境対策やバイパス整備等の交通流対策等を推進します。航空機騒音対策では大阪国際空港周辺において、民家防音工事等の環境対策を関係機関と連携して進めます。

また、工場・事業場や建設作業などの固定発生源、新幹線等の鉄道については市町村と適切な役割分担のもと対策を進めます。

低周波音については、人体への影響等も十分解明されておらず、実態調査等により知見の収集等を図ります。

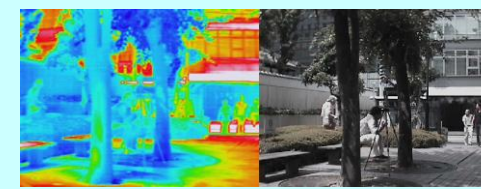
■ヒートアイランド対策

熱帯夜日数の削減のため、建物や自動車からの人工排熱の低減、屋上・壁面の高反射化・緑化、道路・駐車場の透水性・保水性舗装等による建物・地表面の高温化の抑制、都市内の緑化の促進や水とみどりの空間を増やすなどの都市形態の改善を進めます。

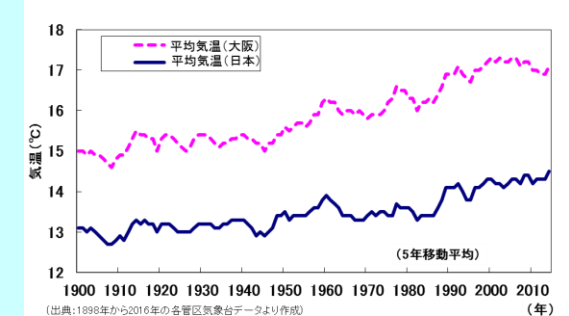
また、屋外における夏の昼間の暑熱環境の改善のため、効果的な緑化手法の普及、クールスポットの創出や周知・活用、人への熱ストレス軽減策や熱中症予防策などの適応策に関する情報収集と対策手法の普及に取り組みます。



屋上緑化



緑陰による温度低減効果



年平均気温の推移
(大阪の年平均気温は、全国の値を上回る速さで上昇しています。気温上昇率の全国との差が、ヒートアイランド現象によるものと考えられます。)

良好な環境を保全・創造し、将来にわたって維持していくためには、人間の活動を支える社会経済システムを持続可能なものに転換していかなければなりません。

環境の改善を図りながら、都市の活力を維持していくためには、私達の活動を支えるあらゆる分野に、環境の視点を組み込んでいくことが必要です。例えば、ハード面から活動を支える都市構造では、利便性を確保しながら環境負荷の少ない形に転換することが必要です。

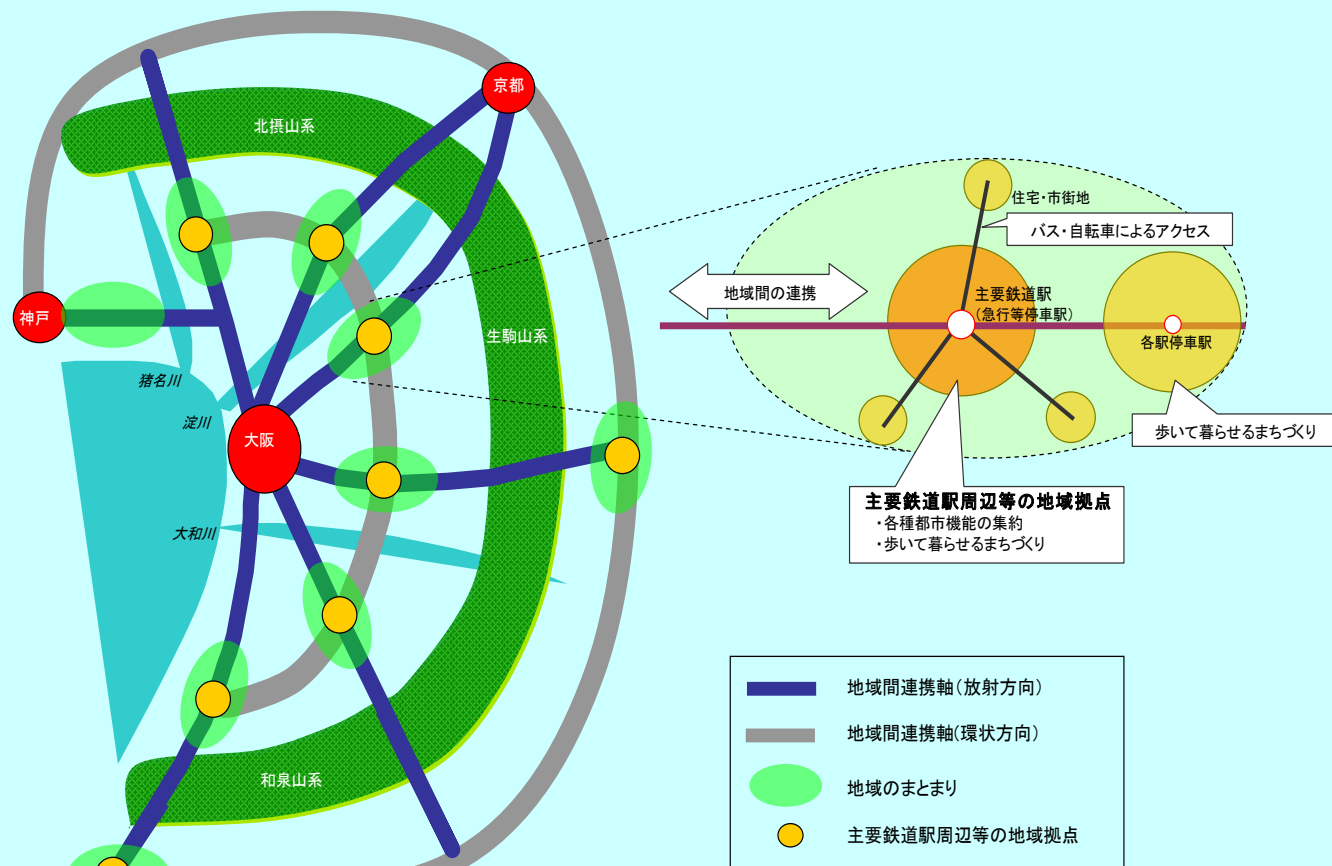
また、経済活動の面では産業を環境に配慮したものに転換していくグリーン化を進めることや、環境関連産業の成長を促すことが必要です。

良好な環境を支える都市構造への転換

■集約・連携型都市構造の強化

業務・商業・居住・医療・教育などの都市機能を、立体的・重層的に高めるなど土地の有効・高度利用を進め、都市機能の集約、高度化を図るとともに、放射及び環状に整備された交通網など道路・公共交通ネットワーク等を活用し、都市機能を相互に連携・活用していきます。

鉄道駅周辺では、歩いて暮らせる範囲に生活に必要な機能を集約することとあわせて、カーシェアリングや自転車利用の推進による、移動時の自動車への依存度の低減を図ることや、電気や熱等の再生可能エネルギーを地域内で需要と供給のバランスを取って利用するなど、エネルギーの効率的な利用を進めます。



集約・連携型都市構造のイメージ図

資料：第4次大阪府国土利用計画

産業のグリーン化

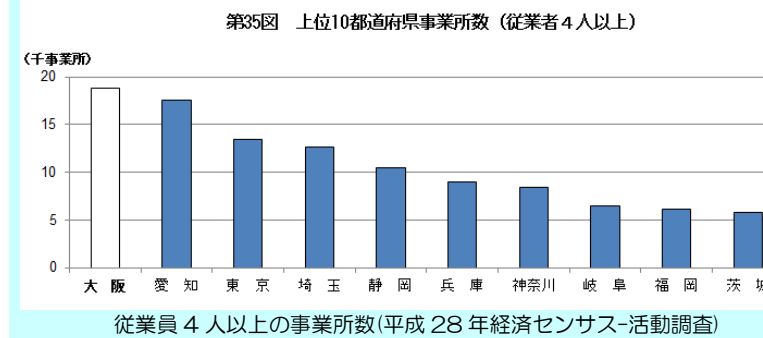
■環境に配慮した投融資の促進

経済活動を支える金融面では、環境への意識の高まりや事業者の社会的評価における環境配慮に対するウエイトが高まっていること等を背景に、金融機関において環境配慮型金融商品が開発されており、その動きは一層加速するといわれています。

今後、経済社会システムがより環境に配慮されたものに転換していくためには、その役割はさらに大きくなるものと考えられることから、金融機関と連携を図りつつ、府民や事業者の皆さんへの情報提供を強化していきます。

■環境技術の振興

大阪は、ものづくりのまちとして特定の業種に偏らない、素材や加工に優れた中小ものづくり企業が集積しています。中小・ベンチャー企業等によって開発された大阪発の優れた環境関連技術・製品の普及を促進するために、研究開発の奨励や技術情報の提供を行い、関係機関と連携したコーディネートを行っています。



おおさかエコテック

中小・ベンチャー企業等によって開発された先進的な環境技術について環境保全効果等の技術評価を行い、その結果を広く周知し、優れた環境関連技術・製品の普及を促進する。



(環境技術評価・普及事業
ロゴマーク)

環境関連産業の成長促進

経済成長が著しく環境問題が深刻となっているアジア地域の国々では、環境問題が深刻化しており、対策が急務となっています。

一方で、大阪は、昭和30年代からの高度経済成長に伴う産業活動の活発化により生じた深刻な環境問題に対し、全国に先駆けた施策を実施するなど、積極的な取り組みにより成果を上げてきた豊かな経験と、優れた環境関連技術を有しています。

環境問題を抱える国々のニーズにあわせ、環境関連技術と発生源対策等の施策をパッケージし提案するなど、国境を越えた環境問題に貢献していく中で、大阪・関西の事業者のビジネスチャンスの創出等を官民連携して進めていきます。



また、関西、大阪には省エネ製品を生産する、家電メーカーの集積や、リチウムイオン電池等の生産、研究拠点が集積する等の他と比較して、今後成長が期待出来る産業の集積で強みがあります。

これらの技術が必要なハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車などのエコカーの普及を官民連携して進めていきます。

地域主権の確立・広域連携の推進

環境施策を効率的かつ効果的に推進するためには、地域の特性や実情に応じた施策を実施することが必要です。そのため、大阪府は、国、市町村との役割分担の明確化を図りながら、環境分野における地域主権の早期確立を目指します。

■基礎自治機能の充実と広域連携の推進

「大阪発“地方分権改革”ビジョン改訂版」に基づき、大阪府の積極的コーディネートのもと、市町村間連携などの体制整備を進め、府内市町村の基礎自治機能の充実を目指します。

また、府域を超えて広域的な連携が必要なものについては、近隣府県との個別の連携協力にとどまらず、国からの権限、事務の移譲も視野に、関西の2府6県4政令市で構成された関西広域連合での取組推進を図っていきます。

「大阪発“地方分権改革ビジョン”改訂版」とは

大阪府では、平成21年3月に「大阪発“地方分権改革”ビジョン」を策定し、これまで、「府内市町村が中核市に」、「新たな大都市制度の実現」、「関西州の実現」という3つの“めざす姿”の実現を目標に掲げ、様々な取組みを進めてきました。

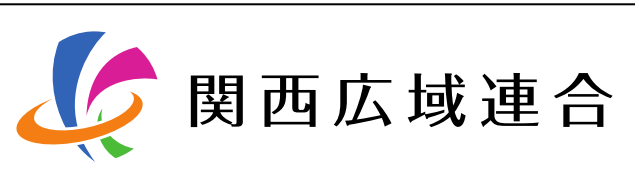
平成29年3月には、これまでの取組みの検証と総括、また、現時点での課題把握を行い、改めて、“めざす姿”に向けた新たな工程と今後の方向性を「大阪発“地方分権改革”ビジョン改訂版」として取りまとめました。

関西広域連合とは

広域連合は、地方自治法第284条に規定される地方公共団体の組合で、特別地方公共団体として法人格を有します。広域にわたって処理することが適当と認められる政策・事務について、広域計画を通じた共通化や一体化を図るとともに、連絡調整などの機能を有する等、より政策的で機動的な広域行政体としての性格を持つものです。

関西広域連合は、救急医療連携や防災、環境等の府県域を越えた行政課題に取り組むために、関西の2府5県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県および徳島県）で平成22年12月に設立したものです。

平成24年から4政令市（京都市、大阪市、堺市、神戸市）が、また、平成27年12月には奈良県が新たに加わり、広域行政体としての権能、事業執行力がより一層充実しました。



関西広域連合シンボルマーク

環境分野における取組み

■広域連携の推進

廃棄物を適正に処理し大阪湾域の生活環境の保全をはかるため、近畿の2府4県と168市町村と連携し、大阪湾の埋立により廃棄物の最終処分を行っています。また、河川では、琵琶湖・淀川の流域で、流域の市民、企業、行政等が連携し、自然生態系の再生、水循環の再構築等に取り組んでいるほか、大和川では水質改善を推進するため、奈良県、流域市町村と連携し、生活排水対策、ゴミ対策の普及啓発、下水道の普及促進などに連携して取り組んでいます。今後も、施策の効果的な推進や効率化の観点から広域連携に取り組めます。



フェニックス計画 大阪沖埋立処分場



大和川を清掃する様子

■関西広域連合での取組み

関西広域連合では、関西広域環境保全計画に基づき、広域的に取り組むことにより住民生活の向上が期待できるものとして、以下の施策に取り組めます。

- ・低炭素社会づくり（地球温暖化対策）
- ・自然共生型社会づくり（生態系保全）
- ・循環型社会づくり（資源循環の推進）
- ・持続可能な社会を担う人育て（環境学習の推進）

■基礎自治機能の充実

地域に密着した環境問題について実情に応じた対策を実施するため環境規制関係の法律及び府条例で大阪府が有する権限について、市町村との協議を進め、協議の整った市町村から移譲を進めていきます。

また、府条例の内容について、市町村による地域の実情に応じた取組みを促進するものとなるよう、見直しを行うとともに、今後の関係の府条例の改正に当たっては、市町村の意見を十分反映できるよう、取り組めます。

■地域における情報の共有の推進

環境は都道府県、市町村域を超えてつながっていることから、府域全体の環境の現状や環境リスクに関する情報を、府において収集し、ホームページなどを通じて、広く関係機関や府民、NPOなどが利用できるようにします。

計画の効果的な推進

計画の効率的な推進と進行管理

【毎年度のサイクル】

■大阪府が講じようとする施策、講じた施策及び施策を実施した後の環境の状況を報告します。

大阪府環境基本条例に基づき、翌年度の「環境の保全等に関して講じようとする施策」及び前年度の「環境の状況及び講じた施策」をそれぞれとりまとめ、府議会に報告します。また、「環境の状況及び講じた施策」については、環境審議会にも報告し、意見聴取を行うとともに、その結果は毎年、大阪府環境白書で公表します。

【複数年（3～4年）毎のサイクル】

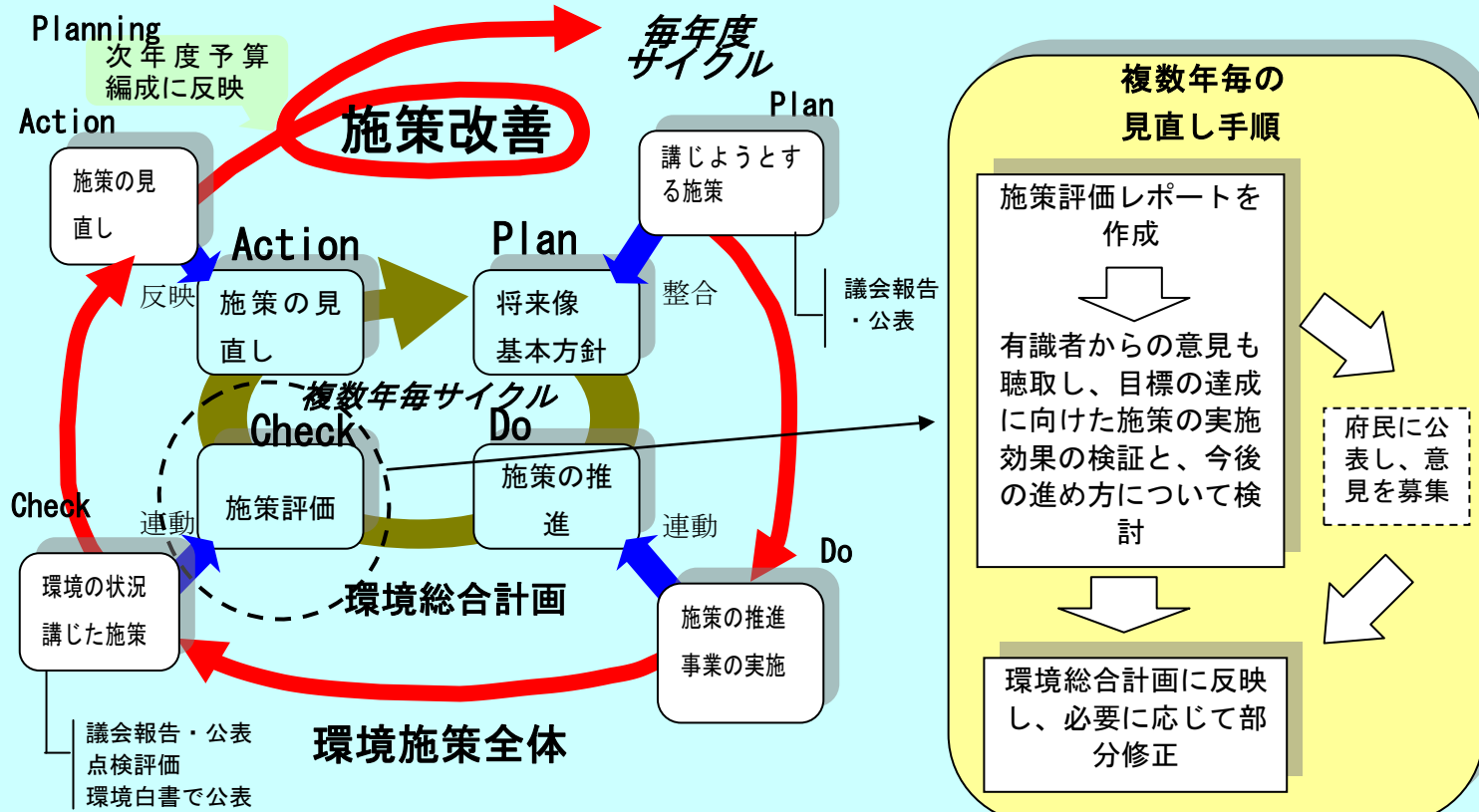
■施策の実施に要したコストと得られた効果の検証を行います。

急速な社会経済情勢の変化に柔軟に対応するとともに、施策のより効率的、効果的な実施を図るため、複数年毎（概ね3～4年を目処）に計画に掲げた施策の方向や主な施策等の実施効果の検証を行い、有識者等からの意見も聴取し、必要に応じて環境総合計画の修正を行います。

■評価を行う際は、可能な限り得られた効果を数値化し、施策の効果性、効率性を追求します。

評価を行う際は、施策推進に係る費用と得られる効果について、客観的に評価が出来るよう、数値化に努めます。また、環境施策には多様な効果があり全てを数値化することは困難であることから、定性的効果についても併記していくこととします。

■評価資料を公表し、広く府民の皆様のご意見を頂き施策の見直しに反映していきます。



環境施策の進行管理に関する PDCA サイクルの概念図

点検評価分野・施策

分野	施策 No.	施策名称	関連する SDGs	
I 府民の参加・行動	1	効果的な情報発信	4 質の高い教育をみんなに、12 つくまじく責任をこらえよう、17 持続可能な開発を	
	2	環境教育・学習の推進		
	3	行動を支援する仕組みの充実		
II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築	4	低炭素化の推進（家庭）	2 気候変動に具体的な対策を、3 すべての人に健康と福祉を、6 安全な水とトイレを世界中に、7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに、9 産業と技術革新の基盤をつくろう、11 住み続けられるまちづくりを、12 つくまじく責任をこらえよう、13 気候変動に具体的な対策を、14 海の豊かさを守ろう、15 陸の豊かさも守ろう	
	5	低炭素化の推進（業務・産業）		
	6	低炭素化の推進（住宅・建築物）		
	7	低炭素化の推進（運輸・交通）		
	8	再生可能エネルギー等の普及		
	9	森林整備によるCO ₂ 吸収の推進		
	10	気候変動の影響への適応の推進		
	11	ヒートアイランド対策の推進 ※33 再掲		
	II-2 資源循環型社会の構築	12		再生原料・再生可能資源の利用促進、リサイクル率の向上
13	廃棄物排出量の削減			
14	廃棄物の適正処理の徹底			
II-3 全てのいのちが共生する社会の構築	15	生物多様性の社会への浸透	6 安全な水とトイレを世界中に、11 住み続けられるまちづくりを、14 海の豊かさを守ろう、15 陸の豊かさも守ろう	
	16	生息環境の保全		
	17	生息環境の再生・創造		
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築	良好な大気環境を確保するために	18	固定発生源対策の推進	3 すべての人に健康と福祉を、9 産業と技術革新の基盤をつくろう、11 住み続けられるまちづくりを
		19	自動車排出ガス対策の推進	
		20	光化学オキシダント・SPM対策の推進	
		21	PM2.5 対策の推進	
		22	アスベスト飛散防止対策の推進	
	良好な水環境を確保するために	23	水質汚濁負荷量の削減	3 すべての人に健康と福祉を、6 安全な水とトイレを世界中に、9 産業と技術革新の基盤をつくろう、11 住み続けられるまちづくりを、12 つくまじく責任をこらえよう、14 海の豊かさを守ろう、15 陸の豊かさも守ろう
		24	大阪湾の環境改善	
		25	水循環の保全・再生	
化学物質のリスク管理を推進するために	26	環境リスクの高い化学物質の排出削減	3 すべての人に健康と福祉を、6 安全な水とトイレを世界中に、9 産業と技術革新の基盤をつくろう、11 住み続けられるまちづくりを、12 つくまじく責任をこらえよう	
	27	化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進		
	28	残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理		
III 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進	29	緑と水辺の保全と創造	9 産業と技術革新の基盤をつくろう、11 住み続けられるまちづくりを、12 つくまじく責任をこらえよう、13 気候変動に具体的な対策を、14 海の豊かさを守ろう、15 陸の豊かさも守ろう	
	30	魅力ある景観の形成		
	31	歴史的・文化的環境の形成		
	32	暮らしやすい快適な都市環境の確保（騒音・振動の防止）		
	33	暮らしやすい快適な都市環境の確保（ヒートアイランド対策）		
	34	暮らしやすい快適な都市環境の確保（悪臭の防止）		
	35	暮らしやすい快適な都市環境の確保（良好な住環境の確保）		
IV 施策推進にあたっての視点	36	良好な環境を支える都市構造への転換	I～IIIの分野と施策が重複するため、関連するSDGsの掲載は省略	
	37	産業のグリーン化		
	38	環境関連産業の成長促進		
	39	地域主権の確立・広域連携の推進		
V その他（共通的事項）	40	府自らの事務事業活動における環境配慮		
	41	環境影響評価制度の推進		
	42	環境監視・調査研究		
	43	環境保健対策及び公害紛争処理		
	44	国際協力		

用語解説

(掲載ページ) P.1 大阪の環境を取り巻く課題・目指すべき将来の姿

用語	解説
地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の気温が上昇すること。
温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のこと。この濃度の増加が地球温暖化の主原因とされており、地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。
生物多様性	いろいろな生物が存在しているようすのこと。生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階でさまざまな生命が豊かに存在すること。
天然資源	天然に存在して、人間の生活や生産活動に利用しうる物資・エネルギーの総称のこと。
光化学オキシダント	夏季の日中など、工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし、生成する二次的汚染物質の総称のこと。
ヒートアイランド現象	経済社会活動や人口の都市域への過度の集中により、冷暖房などによる人工排熱の増加や、水面・緑地の減少、道路舗装・建築物の増加など地表面被覆の変更が進み、都市部における熱収支が変化し、都市に熱がたまり気温が郊外に比べて高くなる現象のこと。
低炭素社会	エネルギー消費量が少なく地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会のこと。石油等の化石燃料の使用を削減することや太陽光発電などの再生可能エネルギーへの転換のほか、エネルギー使用の少ないライフスタイルへの転換などにより実現。
里地・里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される人の手の入った地域のこと。
農空間	農地を中心に、里山、集落、農業用水路やため池などの農業用施設等が一体となったところ。農産物の生産だけでなく、洪水などの災害を抑制する防災機能、ヒートアイランド現象の緩和、美しい景観の形成、教育・福祉など、様々な公益的役割を果たしている。

P.2 計画の枠組みと全体構成

用語	解説
環境基本条例	豊かな環境の保全及び創造に関し、府、市町村、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、豊かな環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的として、平成6年に制定された大阪府の条例。
将来ビジョン・大阪	みんなで笑顔あふれる大阪づくりをすすめるため、2025年をめざす総合計画のもと、策定後の変化や大阪維新プログラム(案)を踏まえた今後の大阪の将来像をわかりやすく示したもの。

P.3~4 府民の参加・行動

用語	解説
NPO	Non Profit Organizationの略語で、民間非営利組織を意味する。非営利すなわち営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称のこと。
環境ラベリング	環境保全や環境負荷の低減に役立つ商品や取組みに環境ラベルを添付すること。

P.5~6 低炭素・省エネルギー社会の構築

用語	解説
再生可能エネルギー	自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのこと。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。新エネルギー(中小水力・地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差・バイオマスなど)、大規模水力、および波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさす。
エコカー	電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池車など、窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ないだけでなく、燃費がよく温室効果ガス(CO ₂)の排出が少ない車のこと。または走行時に排出ガスが全く出ない車のこと。
エコドライブ	おだやかなアクセル操作をしたり、自動車に不要な荷物を積まないなど、環境にやさしい運転のこと。自動車の燃料消費量を削減することで、大気汚染の原因となるNO _x (窒素酸化物)やPM(粒子状物質)、地球温暖化の原因となるCO ₂ (二酸化炭素)の排出が抑制できる。

適応	温暖化の進行を前提に現実の又は将来予想される気候変動の影響に備え、その被害を回避し、又は和らげ、もしくは有益な機会として活かしていく考え方のこと。それに対し、温室効果ガスの排出を抑制する考え方を「緩和」という。
ESCO事業	省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う事業のこと。ESCO事業者は、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達などにかかるすべてのサービスを提供する。また、省エネルギー効果の保証を含む契約形態(パフォーマンス契約)をとることにより、顧客の利益の最大化を図ることができるという特徴を持つ。
バイオ燃料	植物資源などのバイオマスを加工して作る燃料のこと。木くずや廃材、トウモロコシ、サトウキビ・ビートの絞りかす(バガス)などを発酵させて作るエタノール(エチルアルコール)、家畜の糞尿などを発酵させてできるメタンなどがある。
温暖化防止条例	地球温暖化及びヒートアイランド現象の防止等に関し、府、事業者、建築主及び府民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに建築物の環境配慮について必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資することを目的とし、平成17年に制定されたもの。
大阪版カーボンオフセット制度	中小企業の省エネ努力で生まれたCO ₂ 削減量、いわゆるクレジット(削減したCO ₂ 量を証明する証書)を大企業との間で売買することを仲介するしくみ。
府GND基金	環境省の経済危機対策関連予算を活用し、創設された基金でH21からH23の3年間で地球温暖化対策及び廃棄物処理を推進するもの。
フロン	正式名称をフルオロカーボン(炭素とフッ素の化合物)と言う。化学的に安定で、無毒性・不燃性であることから、エアコンや冷蔵庫の冷媒、洗浄剤等に広く使用されている。そのうち、CFC(クロロフルオロカーボン)とHCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)はオゾン層破壊物質であり、CFCは1995年末で生産が全廃、HCFCは2020年までには生産が全廃されることとなっている。そのためオゾン層を破壊しない一般的に代替フロンと呼ばれるHFC(ハイドロフルオロカーボン)に転換されてきたが、地球温暖化の原因物質であるため、京都議定書での削減対象ガスに指定されている。
HEMS(ホームエネルギー管理システム)／BEMS(ビルエネルギー管理システム)	ホーム(家庭)又はビル(事務所)にエネルギーの使用状況が把握できるエネルギーマネジメントシステム(EMS)を設置し「見える化」を行うとともに、設備の自動制御を行うことで、エネルギーの合理化使用につなげるシステムのこと。
うちエコ診断	各家庭に適した、効果的なCO ₂ 削減プランを提案するツールのこと。
家庭エコ診断	家庭のエネルギー消費状況の把握、CO ₂ 排出内訳の分析、分野別対策検討をすることにより、受診家庭の効果的なCO ₂ 排出削減行動に結びつけるツールのこと。
おおさかスマートエネルギーセンター	2013年4月から、大阪府市が共同してエネルギー政策の推進拠点として設置したもので、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施している。主な事業は、創エネ・蓄エネ・省エネ対策の相談・アドバイス、太陽光パネル設置及びZEH普及啓発事業、公共施設などの屋根・遊休地と発電事業者のマッチング、BEMS普及啓発事業、国等が実施する各種補助金の周知・PRなど。
EV	Electric Vehicleの略で、電気自動車のこと。
モビリティマネジメント	渋滞や環境、あるいは個人の健康等の問題に配慮して、過度に自動車に頼る状態から公共交通や自転車などを使う方向へと自発的に転換することを促す、一般の人々や様々な組織・地域を対象としたコミュニケーションを中心とした持続的な一連の取組みのこと。
間伐	樹木の成長がほぼそろっている林で、最終の伐採収穫の前に、育林と収入を目的とし、一部の立木(りゅうぼく)を抜き切りすること。
アドプトフォレスト	府が事業者等と森林所有者の仲人となって、森づくりへの参画を進めるための制度。
燃料電池	水素と酸素を反応(水の電気分解の逆の反応)させて電気エネルギーを取り出す装置のことであり、水以外のものを排出せず、クリーンなシステムである。
木質バイオマス	「バイオマス」とは、生物資源(bio)の量(mass)を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)」のことを呼ぶ。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。
みどりの風促進区域	主軸や拠点となるみどりの連続性や厚みと広がりを確保するため、行政区域を越えた広域的な視点で目標像を見極め、主要道路や主要河川、大規模公園などの都市施設等を軸とした一定のまとまりのある区域を特に重点的に施策推進するため指定する区域。

P.7～8 資源循環型社会の構築

用語	解説
3R（リデュース・リユース・リサイクル）	「ごみを減らす」という意味の Reduce（リデュース）、「繰り返し使う」という意味の Reuse（リユース）、「資源として再利用する」という意味の Recycle（リサイクル）という英単語の頭文字の3つを取って3Rという。
食品ロス	まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、食品の製造から流通、販売の過程だけでなく、家庭も含めてあらゆる段階において発生している。食品関連事業者では、小売店で多めに仕入れたために売れ残った商品や、レストランなどの飲食店で食べ残された料理などがある。家庭では、食べ残しや、買いすぎて使わないまま捨ててしまったものなどがある。
大阪湾フェニックス計画	大阪湾圏域2府4県の広域処理対象区域から発生する廃棄物の適正処理と港湾の秩序ある整備により港湾機能の再編・拡充を図るため、海面埋立てによる最終処分を行う事業。
リサイクル管理票制度	排出事業者が排出物の運搬・リサイクル処理を委託する際に、管理票に排出物の種類、数量、委託先などの必要事項を記入してリサイクル受託者、運搬受託者及び受入事業場に交付し、リサイクル処理終了後に各受託者から管理票の写しを受け取ることにより、排出物のリサイクル処理状況の管理・確認を可能とする仕組みのこと
電子マニフェスト	産業廃棄物の適正な処理を推進するため排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に処理業者に交付する管理票のことで、これまでの紙製の管理票に代えて、ネットワーク上で、管理票の情報を電子データによってやりとりする制度のこと。
建設発生土情報交換システム	建設残土が発生する、また埋土等土砂を利用する建設工事を対象に、建設発生土の工事間利用に関する情報を工事発注者に提供するシステムのこと。
エコショップ	ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む小売店のこと。
なにわエコ良品（大阪府認定リサイクル製品）	大阪府内で排出された循環資源を使用して、日本国内のプラントで再生した製品のうち、循環資源の使用率等大阪府が定める基準に適合するものとして大阪府が認定したリサイクル製品のこと。
大阪府グリーン調達方針	「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（通称「グリーン購入法」）第10条の規程に基づき、大阪府が環境物品等及び認定リサイクル製品その他の再生品の調達の推進を図るための方針。
バイオークス	二酸化炭素の排出量が実質ゼロで、石炭と代替えできる植物性の固形燃料のこと。
再生事業者登録制度	廃棄物の再生を事業として営んでいる事業者で、再生に必要な施設や設備などを有し環境省令で定める基準に適合しているときは、再生事業者として知事の登録を受けすることができるもの。
廃棄物の多量排出事業者制度	産業廃棄物の前年度合計発生量が1,000トン以上、又は、特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置する者（多量排出事業者）に対し、廃棄物の処理計画書及びその計画の実施状況報告書を作成し、当該事業場が存在する区域を所管する大阪府、大阪市、堺市、高槻市、豊中市、枚方市又は東大阪市に提出させる制度のこと。
PCB	PCBはPoly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり。PCBは、不燃性で絶縁性が高く化学的に非常に安定であるなど有用な物質として絶縁油、熱媒体、ノーカーボン紙、インク等の用途があった。しかし、カネミ油症事件の原因物質で、新しい環境汚染物質として注目され大きな社会問題となったため、昭和47年に製造中止となっている。その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、なかでも、コプラナーPCB（コプラナーとは、共平面状構造の意味）と呼ばれるものは毒性が極めて強くダイオキシン類として総称されるものの一つとされる。
アスベスト	アスベスト（石綿）は、天然の繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性をもち、経済性にも優れ、建築材料、産業機械、化学設備などに幅広く利用されてきた。主な用途としては、紡織品、摩擦材、石綿板紙、石綿スレート、電気絶縁材、石綿セメント製品、断熱・防音材（吹付けアスベスト等）等に使用されてきたが、アスベストは、一旦環境中に飛散するとほとんど分解・変質しないため蓄積性が高く、多量の吸入により、肺がん、悪性中皮腫等の病気の原因になるとされ、現在では、原則として製造等が禁止されている。廃棄物処理法では、アスベストを含む飛散性の廃棄物を特定有害産業廃棄物、非飛散性のものであってもアスベストを0.1%以上含むものを石綿含有廃棄物と位置づけて、それぞれ特別な処理の方法を定めている。
感染性廃棄物	医療機関、研究機関などから排出される、感染性の病原体の付いた、また付いているおそれのある廃棄物のこと。使用済みの注射針や血液などの付いたガーゼなどがこれにあたり、収集運搬、処分の方法について基準が定められている。

ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称であり、PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは十数種類の異性体が存在する。これらは、物の燃焼の過程や農薬の製造等において非意図的に生成し、毒性は、急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたる。ダイオキシン類の量は、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、他の異性体の毒性の強さを換算した毒性等価係数（TEF：Toxic equivalency Factor）を用いて、毒性等量（TEQ：Toxic Equivalency Quantity）として算出される。
---------	---

P.9～10 全てのいのちが共生する社会の構築

用語	解説
モニタリング	監視すること。観察し、記録すること。
エコロジカルネットワーク	生態系の拠点の適切な配置やつながりのこと。
保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められた地域に指定するもの。保護区においては狩猟が認められない。
自然海浜保全地区	貴重な自然海浜を保全し、その適正な利用の促進を図るため、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき指定される地区のこと。地区内においては、工作物の新築等の行為を届出制とするなどにより保全等を図っている。府では、岬町の小島地区及び長松地区の2地区を指定している。
レッドデータブック	絶滅の危機に瀕（ひん）している野生生物の現状を記録した資料集のこと。
府民の森	大阪の東の端に位置する金剛生駒紀泉国定公園の主要な地点に大阪府が整備したもの。府民の森は9つの園地があり全体面積は617ha、甲子園球場の約160倍の広さがある。
ワンド	ワンド（または、湾処）は、川の本流と繋がっているが、河川構造物などに囲まれて池のようになっている地形のこと
府立自然公園	都道府県立自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的とした自然公園法に基づき、都道府県知事が指定することができることとされている公園。大阪府では平成13年に大阪府立自然公園条例が施行され、能勢町、豊能町、茨木市、高槻市及び島本町にまたがる北摂10地区を「大阪府立北摂自然公園」として指定しており、また、平成23年には阪南市及び岬町の4つの地区を「大阪府立阪南・岬自然公園」に指定している。
藻場	大型水生植物が群落状に生育する場所の総称のこと。
マーブルビーチ	府営りんくう公園の大理石の玉石を敷き詰めた海岸のこと。
大阪湾窪地	昭和30年代後半からの大阪湾岸開発の埋立用土砂を海底から掘削した際にできたもの。窪地内はヘドロが堆積し、夏場を中心に「貧酸素水塊」が発生し、青潮の原因の一つと言われる。
多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
針広混交林	針葉樹と広葉樹が混じり合った森林のこと。
共生の森	大阪湾ベイエリアに広がる廃棄物処分跡地「堺第7-3区」。その一部（約100ha）において、府民、NPO、企業など多様な主体との協働により、自然の力を活かしながらい長い時間をかけて、森林・ビオトープ空間などの自然環境を創出再生する取り組み。
シカ、イノシシ管理計画	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく第二種特定鳥獣管理計画を策定し、総合的なシカ、イノシシ対策を講じようとするもの。第二種特定鳥獣管理計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の個体群について、科学的知見を踏まえながら、専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ明確な管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の手段を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、もって地域個体群の長期にわたる安定的な保護繁殖を図り、人と野生鳥獣の共存に資することを目的として策定するもの。
アライグマ防除実施計画	アライグマによる種々の被害を防止し、生物多様性を保全することを目的に、『外来生物法』に基づく『大阪府アライグマ防除実施計画』を策定し、市町村と連携して科学的・計画的な防除を積極的に行うもの。
泉佐野丘陵緑地整備	大阪府南部の泉佐野市にある府営公園のことで、環境に配慮し、地域の活性化に寄与する公園として、参画した府民や企業と一緒に整備を進めている。

アドプトリバー	市民団体や企業などの方々による河川の自発的な清掃・緑化活動について、継続的な実施を支援するためのプログラムのこと。「アドプト (adopt) 」とは、養子にするという意味。
---------	--

P.11～14 健康で安心して暮らせる社会の構築

用語	解説
二酸化窒素	空気中や燃料中の窒素分の燃焼などにより発生した一酸化窒素が、大気中の酸素と反応して生成される物質のこと。高濃度で呼吸器に悪影響を与えるほか、酸性雨や光化学スモッグの原因となっている。主な発生源は、自動車、工場の各種燃焼施設、ビルや家庭の暖房機器など広範囲にわたる。
環境保全目標	府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準。環境基準が定められている項目については、原則として環境基準を用いている。
粒子状物質 (PM)	一般的にはマイクロメートル単位の固体や液体の粒のことをいう。主に燃焼によるばいじん、黄砂のような土壌の飛散、海塩などから生じる。
流入車規制	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準のより早期かつ確実な達成を図るため、条例により排出基準を満たさないトラック・バス等の府域の対策地域内への発着を禁止するもの。
揮発性有機化合物 (VOC)	VOC は揮発性有機化合物 (Volatile Organic Compounds) の略称で、揮発性があり大気中で気体状となる有機化合物の総称のこと。塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤などに使用され、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれる。浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質となる。
BOD (生物化学的酸素要求量)	河川等の水の汚れの度合を示す指標で、水中の有機汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要とされる酸素量から求めるもの。単位は一般的に mg/L で表し、この数値が大きいほど水中の有機汚濁物質の量が多いことを示す。
DO (溶存酸素)	水中に溶けている酸素を示す指標。溶存酸素量は、汚染度の高い水中では、消費される酸素の量が多いため少なくなる。また、水温が高いほど、気圧が低いほど、また、塩分濃度が高いほど濃度は低くなる。1 気圧、20 度での純水の溶存酸素量は約 9mg/l である。きれいな水ほど酸素は多く含まれる。藻類が著しく繁殖するときには炭酸同化作用が活発になって過飽和となる。溶存酸素が不足すると魚介類の生存を脅かすほか、水か嫌気性となって硫化水素やメタン等が発生し、悪臭の原因となる。
COD (化学的酸素要求量)	海域等の水の汚れの度合を示す指標で、水中の有機物などの汚濁源となる物質を、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するとき消費される酸素量で表したものである。単位は一般的に mg/L を用い、この数値が大きいほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。
栄養塩	植物プランクトンや海藻の栄養となる海水中に溶けた、けい酸塩・りん酸塩・しょう酸塩・亜しょう酸塩等を総称して栄養塩または栄養塩類という。海水は栄養塩の希薄溶液であり、通常その量の不足が植物プランクトン等の増殖の制約要因となっている。一般に表層では、植物プランクトンに消費されて栄養塩が少ない。湧昇域等、栄養塩に富んだ下層の水が表層にもたらされる海域が、好漁場となるのはそのためである。
総量削減計画	「水質汚濁防止法」第 4 条の 3 に基づき、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の閉鎖性水域に流入する汚濁物質 (化学的酸素要求量) 総量を削減するため、関係自治体が国の定める総量削減基本方針に沿って、それぞれの削減目標量を決め、それを達成するための施策等を掲げた総量削減計画を定めている。
総量規制	一定の地域内の汚染 (濁) 物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染 (濁) 物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。大気汚染では、排出ガス量に汚染物質の濃度を乗じたもの。水質汚濁では、排水量に汚濁物質の濃度を乗じたもの。大気汚染は、硫酸化合物と窒素化合物について、水質汚濁では COD について、特定地域と特定水域を対象に実施されている。
PRTR 法	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」 (化学物質把握管理促進法 : 化管法) は、有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的として制定された法律。
第 1 種指定化学物質	PRTR 制度の対象となる化学物質は、PRTR 法上「第一種指定化学物質」として定義されている。具体的には、人や生態系への有害性 (オゾン層破壊性を含む) があり、環境中に広く存在する (暴露可能性がある) と認められる物質として、計 462 物質が指定されており、そのうち、発がん性のある「特定第一種指定化学物質」として 15 物質が指定されている。
NOx・PM 法	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法のこと。
自動車管理計画書	NOx・PM 法に基づき、対象となる地域に使用の本拠の位置を有する自動車を 30 台以上使用している事業者に対し、自動車から排出される窒素酸化物 (NOx) 及び粒子状物質 (PM) を抑制するため作成し、知事等に提出することが義務付けられている計画書のこと。

グリーン配送	物品の輸配送に環境への負荷の少ない車 (低公害車、ガソリン自動車、LPG (液化石油ガス) 自動車など) を使用すること。
合併処理浄化槽	水洗トイレからの汚水 (し尿) や台所・風呂などからの排水 (生活雑排水) を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設のこと。
農業集落排水	小規模で散在する農業集落に配慮した汚水処理システムを整備し、トイレの水洗化による快適な生活環境を提供するとともに、農業用水などの水質改善を図ろうとするもの。
海底耕耘	海底に酸素を供給して有機物の分解を促進し、窒素・リンなどの栄養塩を溶出させ、底質の改善を図ることを目的とし海底泥を攪拌すること。
大阪府化学物質管理制度	国の PRTR 制度 (化学物質排出・移動量届出制度) による従来の届出に加えて、改正条例による化学物質管理制度に基く届出をするなど化学物質の自主管理に向けた積極的な取組みで、条例による対象事業者は届出が必要。
リスクコミュニケーション	安全など事業活動にかかわるリスクは、少ないことが望ましいが、リスクをゼロにすることはできないため、上手にリスクとつきあっていくことが重要となる。特に、多種多様な化学物質を扱っている事業者は、そうした化学物質の環境リスクを踏まえて適正な管理を行うことが重要。そのためには事業者が地域の行政や住民と情報を共有し、リスクに関するコミュニケーションを行うことが必要であり、これをリスクコミュニケーションという。
レスポンシブルケア	化学工業界では、化学物質を扱うそれぞれの企業が化学物質の開発から製造、物流、使用、最終消費を経て廃棄に至る全ての過程において、自主的に「環境・安全・健康」を確保し、活動の成果を公表し社会との対話・コミュニケーションを行う活動を展開している。この活動を『レスポンシブル・ケア (Responsible Care) 』と呼ぶ。

P.18 計画の効果的な推進

用語	解説
環境影響評価	事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うこと。